

していしょうがいふくし じぎょうしょ
指定障害福祉サービス事業所

ふくしえん
ほがらか福祉園
サービスガイド

じゅうようじこうせつめいしょ (重要事項説明書 かいてい 2026.4.1 改訂)

ほんじゅうようじこうせつめいしょ 本重要事項説明書は、とうじぎょうしょ 当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、しゃかいふくしほうだい 社会福祉法第76条に基づき、とうしせつ 当施設の概要や提供されるサービスの内容、ないよう 契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※とうじぎょうしょ 当事業所は利用者に対して指定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型）を提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付及び訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。



しゃかいふくしほうじんかめだごうあしぬまかい
社会福祉法人亀田郷芦沼会

ほがらか福祉園

とうじぎょうしょ 当事業所は新潟市の指定を受けています。

じぎょうしゃばんごう (事業者番号 1510100124)

ていきょう じぎょうしゃ
1. サービスを提 供する事業者

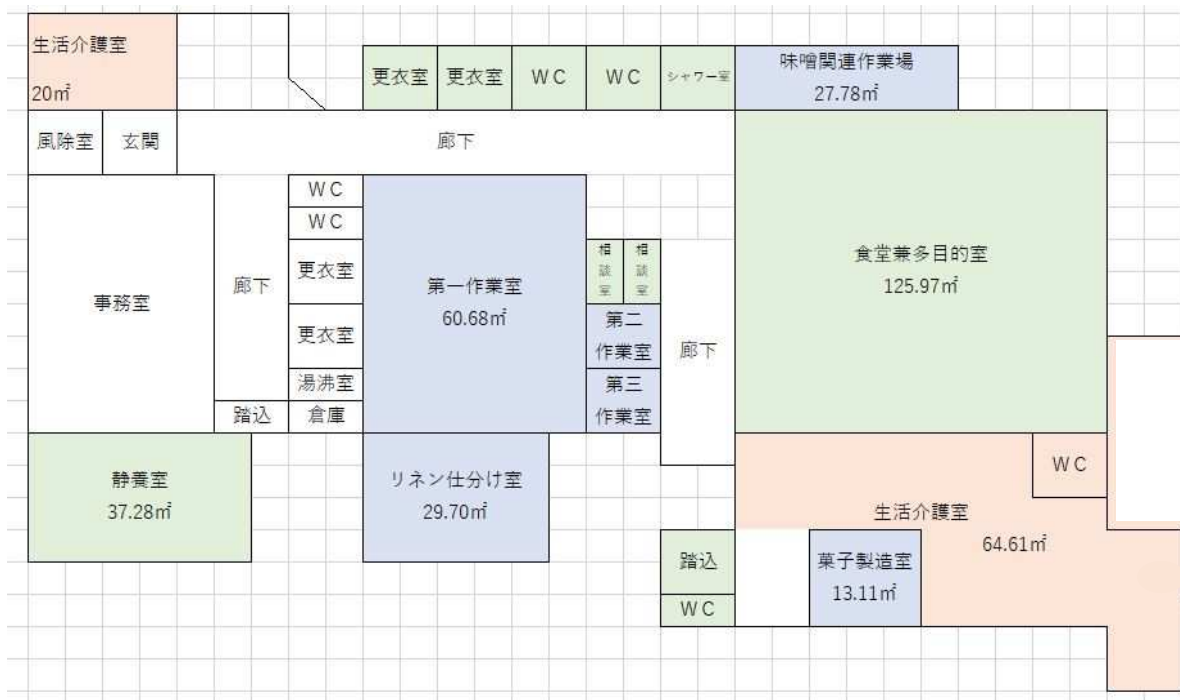
けいえいじぎょうしゃ めいしょう 経営事業 者の 名 称	しゃかいふくしほうじん かめだごうあしぬまかい 社会福祉法人 亀田郷芦沼会
ほうじんしょざいち 法人所在地	にいがたけん にいがたしひがしく ちょうめ ばん ごう 新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちよう かわせ ゆたか 理事長 川瀬 裕
せつりつねんがっぴ 設立年月日	ねん がつ にち 1980年10月29日

りようじぎょうしょ
2. 利用事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいふくし じぎょうしょ 指定障 害福祉サービス事業所 していじぎょうしょばんごう ごう 指定事業所番号:1510100124号	
じぎょうしょ めいしょう 事業所の 名 称	ふくしえん ほがらか福祉園	
サービス内容	せいかつかいご 生活介護	しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労 継 続 支 援 B 型
ていいん 定員	にん 20人	にん 27人
しゅ たいしょうしゃ 主たる対 象 者	ちてきしょう しゃ 知的障 が い 者	
じぎょうしょ しょざいちれんらくさき 事業所の所在地連絡先	にいがたけん にいがたしひがしく ちょうめ ばん ごう 新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号 TEL025-271-5650 Fax025-271-2311	
かんりしゃ 管理者	ほんま ひろき 本間 博基	
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	しゅうろうけいぞくしえん B がた ふるき あやの 就労継続支援B型 古木 綾乃 せいかつかいご おおたけ あきよ 生活介護 大竹 暁世	
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	うんえいきてい 運営規程による	
じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日	ねん がつ にち 1997年4月1日	

へいめんず

(1) 平面図



じぎょうしょせつび がいよう

(2) 事業所設備の概要

せいかつかいご

しゅうろうけいぞくしえん がた

①生活介護(ほがらか)・就 労 継続支援B型

じぎょうしょせつび しゅるい 事業所設備の種類	せいかつかいご 【生活介護】	しゅうろうけいぞくしえん がた 【就 労 継続支援B型】
だいいちさぎょうしつ 第一作業室	_____	せつび クリーニング設備
だいにさぎょうしつ 第二作業室	_____	さぎょうだい 作業台
だいさんさぎょうしつ 第三作業室	_____	さぎょうだい 作業台
し わ しつ リネン仕分け室	_____	さぎょうだい なが だいとう 作業台、流し台等
こうじかんれんさぎょうじょう 糀 関連作業場	_____	こうじせいひんせいぞう き き とう 糀 製品製造機器等
か し せいぞうしつ 菓子製造室	_____	さ ぎょうだい なが だいとう 作 業 台、流し台等
せいかつかいごしつ 生活介護室	こべつたいおう TV、カラオケ、個別対応スペース	
しょくどう 食 堂	かしよ せき 1ヶ所(60席)	
せいようしつ 静養室	わしつ かしよ 和室1ヶ所	
こういしつ 更衣室	だんじょかく かしよ 男女各1ヶ所	

トイレ	だんじょかく かしょ くるま たいおうよう かしょ 男女各2ヶ所、車イス対応用2ヶ所
ぼうさい ぼうはんたいさく 防災・防犯対策	じどう かさいつうほうそうち しょうかき 自動火災通報装置、スプリンクラー、消火器 げんかんでん しじょう がいしゃけいやく 玄関電子錠、セキュリティ会社契約

3. 職員の配置状況

【生活介護】

しよくしゅ 職 種	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきんかんさん 常 勤 換 算	していきじゅん 指定基準
	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務		
1. 管理者 かんりしゃ		1			0.4	(1)
2. サービス管理責任者 かんりせきにんしゃ		1			0.1	(1)
3. 生活支援員 せいかつしえんいん	6	1	1		6.7	
4. 作業療法士 さぎょうりょうほうし				1	0.6	
4. 看護師 かんごし		1			0.2	
5. 管理栄養士 かんりえいようし				1	0.1	(1)
6. 医師 いし		1			0.1	(1)

【就労継続支援B型】

しよくしゅ 職 種	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきんかんさん 常 勤 換 算	していきじゅん 指定基準
	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務		
1. 管理者 かんりしゃ		1			0.4	(1)
2. サービス管理責任者 かんりせきにんしゃ		1			0.2	(1)
3. 目標工賃達成指導員 もくひょうこうちんたっせいしどういん	1				1	
4. 職業指導員 しよくぎょうしどういん	1	2			2.5	
5. 生活支援員 せいかつしえんいん	1	2			2.4	

※常勤換算とは

フルタイムの勤務時間を1人とした時の、パートタイムの勤務時間の割合による人数。例:フルタイム(7.6時間)を1人。パートタイム(6時間)は0.76人。

※指定基準とは

厚生労働省の定める指定基準。この基準以上に職員を配置しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所が提供するサービス

以下のサービスについては、食費を除き、9割が介護給付費及び訓練給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費及び訓練等給付費を代理受領する場合には、利用者負担分として、サービス利用料の1割の額を事業者にお支払頂きます。

〈サービスの概要〉

事業所のサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画書」は利用者には交付致しません。

【生活介護・就労継続支援B型共通】

サービスの種類	サービスの内容
相談及び 援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、生活全般について個別に相談に応じ、支援致します。 窓口:大竹暁世(生活介護)、古木綾乃(就労継続支援B型)
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや服薬支援を行います。また必要に応じて協力医療機関(風の笛クリニック)の診察や、連絡調整などを通して健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望により事業所―ご自宅等への送迎を行います。(概ね10km以内)
食事サービス	管理栄養士による献立の給食を提供します。

せいかつかいご
【生活介護】

りょういくてき 療育的 かつどう せいさん 活動・生産 かつどう 活動など	しんしん じょうきょう おう そうさくかつどう せいさんかつどう じっし しんたい にちじょう 心身の状況に応じ、創作活動や生産活動などを実施し、身体や日常 せいかつ ちから い じ こうじょう もくてき しえん おこな 生活の力を維持、向上させることを目的とした支援を行います。 そうさく こべつ じりつかだい うんどう たいそう ・創作、個別の自立課題、運動(体操、ウォーキング、ストレッチなど) おんがく ・音楽レク、カラオケ まいつき ぎょうじ がいしゆつ ・毎月の行事(外出・レクレーションなど)
けんこうかんり 健康管理	かんごし ていきてき たいちようかくにん おこな ・看護師が定期的に体調確認を行います。 えいようし れんけい えいようかいぜん しえん ・栄養士と連携して栄養改善のための支援を行います。
介 護	りようしゃ じょうきょう おう しょくじ こうい はいせつとうせいかつぜんばん えんじょ おこな ご利用者の状況に応じて食事・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。

しゅうろうけいぞくしえん がた
【就 労 継 続 支 援 B 型】

けんこうかんり 健康管理	さぎょう じ こ ぼうし たいゆよく い じ もくてき まいあさ たいそう こうし 作業の事故防止や体力の維持を目的に毎朝の体操や外部講師を まね じっし からだ つか かた れんしゅう おこな 招いてのフィットネスを実施し、体の使い方の練習も行います。
せいさんかつどう 生産活動	どうじぎょうしょない こうようけいやく ていけつ しゅうろう せいさんかつどう 当事業所内において、雇用契約を締結しない就 労 や生産活動の きかい ていきょう 機会を提供します。 じゅたくさぎょう さぎょう にいがたしてい ぶくろいたくはんばいさぎょう ①受託作業(クリーニング作業、新潟市指定ごみ 袋 委託販売作業) じしゅせいひんさぎょう づく こうじせいひんづく とう ②自主製品作業(EM ボカン作り、糰 製品作り等) しげんかいしゅうさぎょう ③資源回収 作業 こうちん しはら く 工賃の支払い せいさん かつどう じぎょう しゅうにゅう ひつよう けいひ さ ひ がく 生産活動における事業 収 入 から必要経費を差し引いた額に そうとう きんがく こうちん べつ さだ こうちんしきゅうきてい もと 相当する金額を工賃として、別に定める工賃支給規程に基づいて しきゅう 支給します。 こうちん まいつき にち にち きゅうじつ ばあい ぜんじつ ・工賃—毎月25日(25日が休 日の場合は、前日) しょうよ ねん かい か きしょうよ がつ にち とうきしょうよ がつ にち ・賞与—年2回(夏季賞与6月15日、冬季賞与12月15日)

【1日のスケジュール】

	せいかつかいご 生活介護		しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
8:20～	とうえん 登園	8:20	とうえん 登園
	かつどうじゅんび 活動準備	8:45	さぎょうとうじゅんび 作業等準備
9:00	たいそう ラジオ体操	9:00	ちょうれい たいそう 朝 礼・体操
10:00	ぜんたいかつどう 全体活動	9:15	さぎょう かつどうとう 作業・活動等
11:00頃	きゅうけい じりつかだい 休憩・自立課題など	12:00	ちゅうしょく ひるやす 昼 食・昼休み
12:00	ちゅうしょく はみがき ひるやす 昼食・歯磨き・昼休み	13:00	さぎょう かつどうとう 作業・活動等
13:30	ぜんたいかつどう 全体活動	14:45	さぎょうとうしゅうりょう 作業等 終 了
14:30	こうえんじゅんび 降園準備	15:00	せいそう しゅうれい 清掃・終 礼
15:00～	こうえん 降園	15:30	こうえん 降園

※原則として、毎 週 月曜日から金曜日とします。ただし、受託作業の繁忙時、行事によつては祝 日を開所する場合があります。

(2) サービス利用料 金

①介護(または訓練等) 給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する) 場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額) のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の 1 割を上限) を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

②介護(または訓練等) 給付費対象外サービス内容の料金

・食費(1 食 600 円)

※受 給 者 証に記載された負担上 限月額内、食事提 供加算対象者は食材費のみの 1 食 400 円となります。

・行事等の実費相当額(行事案内にてその都度お知らせします。)

かいご くんれんとう きゅうふひ しきゅう にちじょうせいかつじょう しょひよう
・介護(または訓練等) 給付費から支給されない日 常 生 活 上の諸費用

③サービス利用のキャンセル(欠席)について

けっせき ばあい どうじつ あいだ れんらくくだ じいこう れんらく きゅうしょく
欠席する場合は、当日8:30~9:00の間にご連絡下さい。9時以降の連絡は、給食
のキャンセル料(600円)をお支払頂きます。

④利用料金・費用のお支払い方法

ぜんき りょうきん げつ けいさん りょう よくつきまつじつ せいきゅういた
前記①②の料金は、1ヶ月ごとに計算し、利用の翌月末日までにご請求致しますので、
利用の翌々月末日までに原則、以下の方法でお支払い下さい。

●金融機関口座からの自動引き落とし(手続きについては別途ご説明致します。)

ふりこみてすうりょう どうじぎょうしょ ふたん
※振込手数料は当事業所が負担します。

●指定口座へのお振込み

だいしほくえつぎんこうなかやましてん ふつうよきん こうざばんごう
第四北越銀行中山支店 普通預金 口座番号 1271026

こうざめいぎ しゃかいふくしほうじん かめだごうあしぬまかい ふくしえん かんりしゃ ほんまひろき
口座名義：社会福祉法人 亀田郷芦沼会 ほがらか福祉園 管理者 本間博基

ふりこみてすうりょう ふたん いただ
※振込手数料はご負担して頂きます。

5. 利用者の記録や情報の管理、開示について

とうじぎょうしゃ かんけいほうれい もと りょうしゃ きろく じょうほう てきせつ かんり りょうしゃ
(1) 当事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の
もと おう ないよう かいじ かいじ さい ひつよう ふくしやりょう しょひよう
求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、
りょうしゃ ふたん きろくおよ じょうほう けいやく しゅうりょうご ねんかんほかん
利用者の負担となります。) また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管しま
す。

えつらん ふくしゃ まどぐちぎょうむじかん
※閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:30~15:30

りょうしゃ こじんじょうほう どうほうじん こじんじょうほう ほごほうしん そ たいおう おこな
(2) 利用者の個人情報については、当法人の個人情報保護方針に沿った対応を行います。
しちょうそんおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ばあい りょうしゃ
す。ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合、利用者へのサービス
こうじょう かん じぎょうしょ かいぎ ほか じぎょうしょ れんらくちようせいおよ きんきゅうじ
向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時にお

びょういんとう れんらく ひつよう ばあい じょうほうていきょう いただ
ける病院等への連絡において、必要となる場合に情報提供をさせていただきます。

6. 緊急時・事故発生時の対応

- りようしゃ びょうじょう きゅうへんとう きんきゅう じ すみ かぞくとう いりよう きかん れんらくとう
・利用者の病状急変等の緊急時には、速やかにご家族等や医療機関への連絡等をおこな
行います。
- じ こ はっせい ばあい りようしゃ かぞくとう けん しちょうそん れんらく おこなう ひつよう
・事故が発生した場合には、利用者の家族等および県、市町村に連絡を行なうとともに必要
な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。
- じぎょうしゃ ていきょう じぎょうしゃ せきにん みと じゅう
・事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって
りようしゃ そんがい あ ばあい すみ りようしゃ そんがい ばいしょう
利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

7. 非常災害時の対応

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしよ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 じょうきょうかくにん ひなん けいろ すみ はんだん あわ ひなん ゆうどう 状況確認と避難経路を速やかな判断で、慌てず避難誘導しま す。(避難場所一木戸中学校)
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しょうぼうけいかく のつと さいがいはっせい そうてい くんれん 別途に定める、消防計画に則り災害発生を想定した訓練を行い ます。指示・誘導・連携体制及び防火機器の取り扱い等、事前に じっしけいかく た しょうぼうしよ ぼうかせつびがいしや れんけい りようしゃ 実施計画を立て、消防署、防火設備会社と連携してご利用者と いっしょ じっし 一緒に実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	・「(2) 事業所設備の概要」参照 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

8. 設備ご利用上の注意事項

とうじぎょうしよ せつび りよう い か てん ちゅういくだ
当事業所において、設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- じぎょうしよ き かた かなら じむしつ こえ くだ
①事業所に来た方は必ず事務室に声をかけて下さい。
- 発熱した場合、解熱後24時間以上経過してから通所をお願い致します。また嘔吐等の体
調不良があり、支援が難しいと判断される時には利用をお断りさせて頂く場合があります。普段
と様子が異なる際は通所せず、ご家庭で様子を見て頂くようお願い致します。

②医療機関への受診について、緊急時以外の通院等のご家族の対応となります。また、感染症が疑われる症状での体調不良(発熱、嘔吐、咳等)で早退した際には、受診・検査などの対応をお願いいたします。受診結果につきましてもご報告下さい。

③事業所内の設備等のご利用に際し、設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。利用者の過失により破損等が生じた場合は弁償して頂くことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合についても、その賠償をして頂く事があります。

事業所の物を壊した時などに備えて、病院での手当てのお金や修理にかかったお金の一部を保険でまかなえるよう、利用者のみなさんにはAUI保険などの損害保険に入っていることをお勧め致します。

④お金などの貴重品は、利用者一人ひとりにロッカーを用意しますので、みなさんの責任で管理して頂きます。※財産、小遣い管理については当事業所では行えません。成年後見制度等をご案内致します。

⑤宗教活動・政治活動・営利活動について、みなさんの考えや想いは自由ですが、他の利用者に対しては、しないで下さい。

⑥無断外出の際に起きた事故等については、責任を負いかねます。

⑦暴力等の迷惑行為がないようお願い致します。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

①苦情受付担当者: サービス管理責任者

おおたけあきよ せいかつかいご ふるきあやの しゅうろうけいぞくしえん がた
大竹暁世(生活介護)、古木綾乃(就労継続支援B型)

②苦情解決責任者: ほがらか福祉園 管理者 本間博基

だいさんしゃいいん さかい こ みんないいん でんわ
③第三者委員 :坂井ノ子(民生委員) 電話:025-274-8576

あべ こ みんないいん でんわ
:阿部さよ子(民生委員) 電話:025-274-6000

いけんばこ げんかんわき せっち
また、意見箱を玄関脇に設置しています。

ぎょうせいきかん た くじょううけつけきかん (2) 行政機関、その他の苦情受付機関

くじょうかいけつせきにんしゃ だいさんしゃいいん はな あ くじょう かいけつ
苦情解決責任者や第三者委員との話し合いで、苦情が解決できなかったときに

ぎょうせいきかんとく はな
は、行政機関等にお話しすることができます。

しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労 継 続 支 援 B 型	にいがたししょう ふくしか しゅうろうしえんがかり 新潟市 障がい福祉課(就 労 支 援 係)	025-226-1249
せいかつかいご 生活介護	にいがたししょう ふくしか していかり 新潟市 障がい福祉課(指定係)	025-226-1241
きょうつう 2サービス 共 通	にいがたけんふくし てきせいかいいんかい 新潟県福祉サービス適正化委員会	025-281-5609

だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう 10. 第三者評価の実施 状 況

じっし う む 実施の有無	なし 無
ひょうかけっか かいじじょうきょう 評価結果の開示 状 況	なし 無

じゅうようじこうせつめいかくにんしよ
重 要 事 項 説 明 確 認 書

わたし ほんしよめん もとづ かんりしや しめい ほんまひろき じゅうようじこう せつめい う していしょうがいふくし
私 は、本書面に基いて管理者(氏名 本間博基)からの重 要 事 項 の説明を受け、指定障 害 福祉
サービス(ほがらか福祉園)の提 供 及 び利用の開始に同意しました。

ねん がつ にち
年 月 日

り よう しゃ じゅう しよ 千
(利 用 者) 住 所

し めい
氏 名

り よう しゃ ほ ご し や じゅう しよ 千
(利用者の保護者・ 住 所
せいねんこうけんにとう
成年後見人等)

し めい
氏 名

ほんにん つづきがら
ご本人との 続 柄

ねん がつ にち
年 月 日

とうじぎょうしや さま たい していしょうがいふくし ふくしえん
当事業者は、 様に対する指定障 害 福祉サービス(ほがらか福祉園)について、
ほんしよめん もとづ せつめい
本書面に 基 き説明いたしました。

じ ぎょう しゃ じゅう しよ 千 950-0893 にいがたけん にいがたし ひがしく ちょうめ ほん ごう
事 業 者 住 所 新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号

めい しやう しゃかいふくしほうじん かめ だ ごう あし ぬま かい
名 称 社会福祉法人 亀 田 郷 芦 沼 会

だい ひやう しゃ り じ ちょう かわ せ ゆたか
代 表 者 理 事 長 川 瀬 裕

せつ めい しゃ かん り しゃ ほんま ひろき
説 明 者 管 理 者 本 間 博 基